

令和8年第1回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年1月20日付を以って、同1月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第1回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について（公売）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 潮来税務署からの農地の現況に関する照会回答について

報告第3号 鹿嶋市長からの農地の現況等についての照会回答について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第6号 「かしま農委だより」第31号の発行について

第5 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

13番 日向寺正志君

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後3時01分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第1回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、13番日向寺正志君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

16番谷田川延秀君、1番出頭勝美君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

初めに番号4及び番号5を付議します。

なお、1番出頭勝美君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

番号4及び番号5については、内容が共通しておりますので一括してご説明申し上げます。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。

譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、農作業に従事する日数は年間200日でございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号4及び番号5武井釜地内案件について、13番日向寺委員が欠席のため、隣接委員の3番清宮茂信君にお願いします。

3番 はい、3番清宮です。26日に現地調査をいたしました。記載のとおり住宅を囲んでコの字型になっております。住宅の前は畑地となっており、左側につきましては中指位の篠が出ておりますが刈り取っております。そして右側ですが、臨海鉄道に沿って木が茂っている所もありますが、譲受人が同じ方ということで畑にするには問題はないと判断いたしました。

よろしくご審議の程お願いします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号番号4及び番号5について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号4及び番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

ただいま、議案第1号番号4及び番号5については審議終了いたしましたので、1番出頭勝美君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、番号1ないし番号3及び番号6についてを付議します。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、軽トラック2台、レンコン堀機1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、借入地約202アールでございます。申請地の作付け計画は、レンコンを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2及び番号3については、内容が共通しておりますので一括してご説明申し上げます。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機3台、田植機2台、コンバイン1台、ユンボ1台、回送車1台、農作業に従事する日数は年間312日、農地の所有につきましては、自作地約529アール、借入地約107アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、マコモダケを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号6についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約406アール、貸付地約48アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議 長 初めに番号1佐田地内案件について、11番野口嘉徳君にお願いします。

11番 はい、11番野口です。1月25日に現地調査をしてまいりました。事務局の説明のとおり現地は耕作しております。何ら問題はないと思いますのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号2及び番号3沼尾地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 16番谷田川です。番号2、3につきましては、一人の方が2つを合わせて田んぼとして使っております。既に田起こしをしており水田として利用し

ておりますので、特に問題はありません。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 次に番号6 清水地内案件について、2 番笹本真由美君に申し上げます。

2 番 はい、2 番笹本です。番号6 の現地調査の結果を報告いたします。調査日は1月24日土曜日でございます。現地はいつでも作付けできる状態でございます。申請書について何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号3及び番号6については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請にかかる買受適格証明願について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願（公売）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日で、農地の所有につきましては、自作地約9.5アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間200日で、農地の所有につきましては、自作地約8アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

なお、本案件番号1ないし2に関しては、証明書を交付された者が落札し、農地法第3条の規定により許可申請書が提出された場合、速やかに許可指令書を交付といった流れになることから、本案件証明の承認及び落札後における農地法第3条の許可が相当であるかを併せてご審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。それではお諮りいたします。

議案第2号について、願い出のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願」番号1及び番号2については、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、小売電気事業者との電力売買契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年1月5日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては令和7年12月5日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせが添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年1月5日付けで除外されております。

最後に番号4について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工された農地が集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は農地2,978平方メートルで、掘削する深さは5メートルであり、採取する掘削量は、砂6,346立方メートル、表土が2,152立方メートルとなっております。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和8年

1月8日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番 田口茂君。

15番 はい、15番田口です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、1月16日金曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、日向寺委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長 岡本圭君。

係長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和61年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影 空中写真」が添付されております。

番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和61年頃から雑種地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影 空中写真」が添付されております。

番号3についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和47年頃から宅地として利用されておりましたが、9年ほど前に建物を解体、その後は雑種地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成17年11月8日撮影 空中写真」が添付されております。以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番 田口茂君。

15番 はい、15番田口です。

議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につき

まして、事務局から添付書類等の説明を受け現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

番号2ないし3につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け現況を確認したところ、当該地は、農地への復元が可能であり、非農地証明の要件を満たしていないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号番号1については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

次に、議案第4号番号2及び番号3については調査を担当した委員の報告によると、農地として復元可能とのことです。

お諮りいたします。番号2及び番号3の土地については、農地であると判断することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案第4号番号2及び番号3については願い出を認めず農地であると決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

なお、10番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和8年1月13日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課 長 津島応紀君。

課 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については5筆で面積が12,273平方メートル、畑の新規については2筆で面積が3,390平方メートル、合計いたしますと7筆で面積が15,663平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第5号については審議終了いたしましたので、10番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議 長 次に、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課長 議案第6号「地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画は、記載の2地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。大野5地区の畑0.24ヘクタール減少し、区域内面積305.8ヘクタールに、大野6地区の田0.17ヘクタールを減少し、区域内面積251.3ヘクタールに変更となります。変更する理由については、両地区において農地転用の事案が生じたためでございます。34頁をお開き願います。大野5地区、大野6地区においてはともに太陽光発電施設とするためです。目標地図表示の5筆につきましては、令和7年第12回の総会報告第5号に記載のある解約において所有者と耕作者の合意が得られたことにより太陽光発電用地にする内容となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦勞様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、ないし報告第6号「かしま農委だより第31号の発行について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議長 次に、日程第5決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」についてであります。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、決議案第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご説明いたします。

はじめに読み上げさせていただきたいと思っております。

私たち農業委員，農地利用最適化推進委員は，農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として，法令に則り適正に農地制度を運用し，農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に，農地制度に基づく許認可に係る事務については，個人情報に接することも多く，公平・公正な運用はもちろんのこと，個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員，農地利用最適化推進委員は，高い倫理観を持ち，法令遵守を徹底するため，下記事項についてここに申し合わせ，決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し，法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に，農業委員会法第31条の議事参与の制限，同第33条の議事録の公表を適切に実施して，農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員，農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年1月28日

鹿嶋市農業委員会

こちら説明につきましては，令和元年12月16日付け，茨城県農業会議会長より農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施および今後の対応について，県内全市町村に文書が送付されました。内容を要約しますと，度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ，令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し，農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。県内各市町村農業委員会総会においても決議を実施し，各委員が法令を遵守し，公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう徹底願います。また，毎年1回以上同様の取り組みを実施し，総会議事録に残すようお願いいたします，というものです。これにより，今回も実施するものであります。

説明は以上でございます。

議長 今説明のありましたとおり，我々農業委員は日々の活動において，個人情報を保護し法令遵守を徹底しなければなりません。改めましてご確認をお願い

いたします。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第1回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時38分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
